

## 第19条（意思表示の受領における差別の禁止）

### （意思表示の受領における差別の禁止）

第19条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

### 【解説等】

この条は、意思表示の受領における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、自らの意思を正確に伝えることが重要であり、その意思表示の機会を確保するため、差別禁止の規定を設けるものです。

障害のある人は、その障害が原因で、「言葉をうまく話せない」、「相手の言葉をうまく理解できない」、「読み書きがうまくできない」、「相手の表情をうまく読み取ることができない」など、障害のない人が当たり前のようにできることができない場合があります。そのため、障害のある人が意思表示をしようとする場合には、その相手方は、自らの都合でコミュニケーションの手段を制限したり、コミュニケーションそのものを拒否したりすることなく、障害のある人の立場になって、真摯に対応する必要があります。

この条例が契機となって、手話の普及など、障害のある人とより円滑なコミュニケーションを図ることができる社会が実現することが期待されます。

「著しい支障がある場合」としては、例えば、障害のある人が電話で意思表示をしようとする際に、電話では相手方が十分にその意思を理解することができない場合が挙げられます。

このような場合、電話での対応に代えて、ファックスやメールなど他の通信手段による対応等を行う必要がありますが、電話での対応を行わないことそれ自体は、差別に当たりません。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、聴覚障害のある方が参加する会議において、手話通訳者を配置する予定としていたが、会議当日の交通事故により手話通訳者の配置が困難となったため、手話による対応ができない場合等が挙げられます。

なお、上記のような事例であっても、筆談により対応するといった、できる範囲での対応を行うことは必要です。

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

意思表示の受領における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・障害のある人が意思表示をするときに特定の媒体（手段）しか認めず代替手段を認めないこと。
- ・手話通訳等の付き添いを求めること。

合理的配慮の主な事例

- ・会議において手話通訳者の同席を認めること。
- ・聴覚障害者のために筆談により対応すること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、障害のある人の意思表示を受ける側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられる

ほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・手話ができないため、聴覚障害者に対し、筆談による対応を求めた場合。  
手話ができないことをもって直ちに差別に当たると判断することは、この条例の過度な適用であり、適切ではありません。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。